

公益法人のスムーズな移行認定・ 認可取得に向けて浮かび上がる課題

要 約

公益法人制度改革関連3法が全面施行された2008年12月以降、公益法人の新たな公益法人制度への移行対応が本格化している。

申請・処分件数は急速に伸びているが、残り3年を切ったことで、今後、さらなる急増が見込まれる。

申請に必要となる「定款の変更の案」に関しては、内閣府のモデル定款をベースに調整するとスムーズに進むと考えられる。

移行認定申請で、公益目的事業の説明において、受益者が特定されていないことの説明がポイントとなる。誰でも理解できる説明を記述することも重要。難解にみえる財務3基準については、工夫の余地がある。

移行認可の公益目的支出計画では、公益目的財産額は基本的に、全資産の時価評価額と考え、継続事業による支出を中心に無理のない計画を立てるのが望ましい。

準備を円滑に進めるには、機関決定のタイミングを考慮したスケジュールを確実に作成できるかが鍵となろう。また、移行後は内部統制の整備が求められよう。

目 次

はじめに

1. 急増する認定・認可申請件数
2. 法人法と認定法からなる新公益法人制度
3. 新たな公益法人への移行認定申請のための3つの要件
4. 一般法人への移行認可の2つのポイント
5. スムーズな移行を目指して

市川 拓也

Takuya Ichikawa

金融・公共コンサルティング部

はじめに

公益法人の新たな公益法人制度への移行対応が本格化している。新制度は2008年12月1日の公益法人制度改革関連3法の全面施行によってスタートしたが、これによって従来の民法上の社団法人、財団法人は新法施行日から5年以内に新制度へ移行する必要があるためである。

以下では、公益法人の新制度への移行の現状と、移行申請に向けたポイントについて解説する。

1. 急増する 認定・認可申請件数

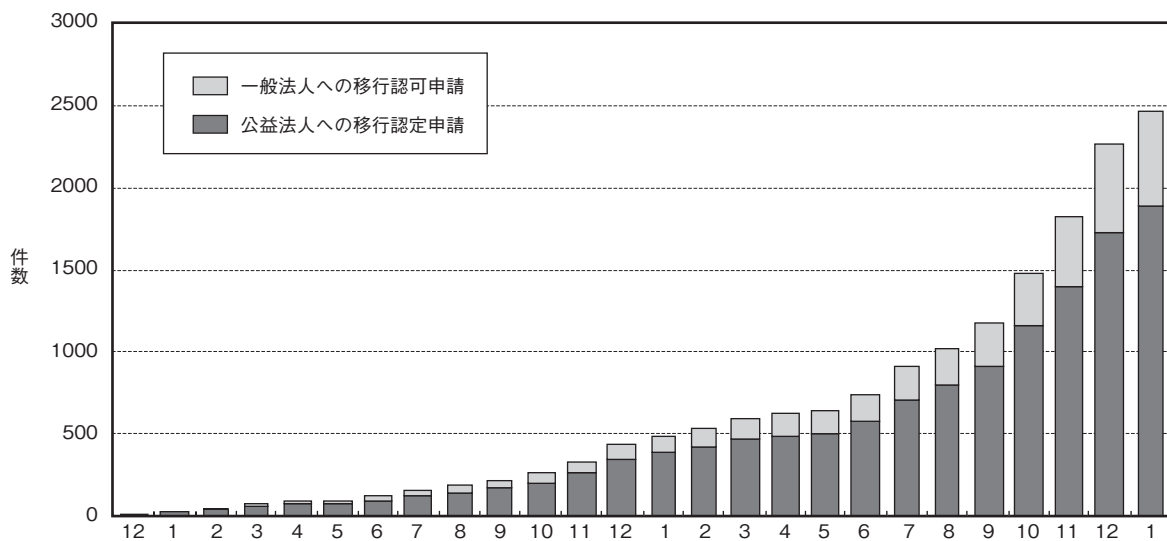
2010年11月末で新公益法人制度がスタートして丸2年が経過し、現在3年目に入った。ここに来て残りの期間を意識し始めたかのように申請

件数は急増している(図表1)。2011年1月末現在、旧公益法人からの移行申請件数は累計で2,500件に迫っている。特に2010年12月は単月で451件となっており、最初の1年間の累計件数339件を上回るほどである。

行政庁の認定・認可にかかる処分を行った件数(=処分件数)も2011年1月末現在、累計で771件にまで増加しており、2010年1月末の124件からは、1年間で6倍強に急増している。今後、4月1日の登記を予定した法人の処分が3月に集中して行われることが予想されることから、図表1を3月以降に更新すると、さらにもう1段高い水準から増加するグラフが描かれることになるであろう。

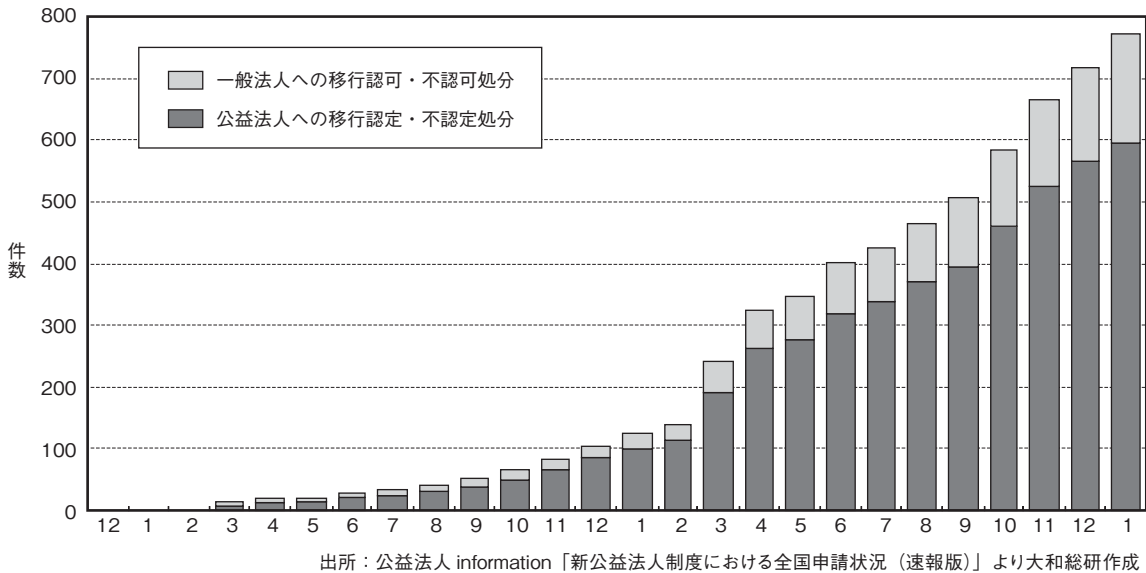
移行申請、処分件数が急増していることは事実であるが、新制度スタート時の特例民法法人数24,317(内閣府「平成21年度版特例民法法人に関する年次報告」)に比べれば、前者で10%程度、後者で3%程度でしかないという見方もできる。一方で、移行期間の期限まで残り3年を切った現段階で申請、処分の件数がまだこの水準に

図表1 累計申請件数(2008年12月から2011年1月)



出所：公益法人 information 「新公益法人制度における全国申請状況(速報版)」より大和総研作成

図表2 累計処分件数 (2008年12月から2011年1月)



あるということは、今後、増加ペースがさらに加速することが予想される。

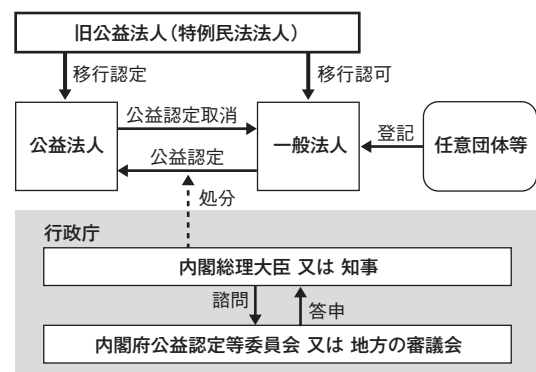
2. 法人法と認定法からなる新公益法人制度

新公益法人制度の根幹は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法)と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法)からなる。法人形態としては、法人法を根拠とする一般法人と、法人法に加えて認定法も満たす必要がある公益法人に分けられる。一般法人は非営利というだけで公益を要件とせず、登記によって設立可能であるのに対して、公益法人になるには、一般法人として設立された法人が、行政庁に認定申請を行い、内閣府公益認定等委員会または地方の審議会(以下、委員会)による認定答申及びこれ

に基づく行政庁の認定処分を要する。

旧公益法人(=特例民法法人)については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)で特別の措置が設けられている。旧公益法人は移行認定の申請を経て、要件を満たせば新たな公益法人へ移行できる。この移行ができなければ、残された道は

図表3 新制度及び移行のイメージ



一般法人への移行か解散ということになる。ただし、一般法人への移行にも移行申請が必要であり、こちらは公益目的支出計画を作成し、認可を必要とする。新法全面施行から5年間の移行期間が満了となる2013年11月末までに移行が完了していない場合は、解散とみなすことになっている(申請結果のでない法人は除く)。

一旦、公益認定、移行認定を受けた法人でも、公益法人として存続し続けるには、認定要件に適合し続ける必要がある。通常は、情報徴収、勧告、命令というステップが踏まれるものの、要件を満たさなくなった場合には認定は取り消され、公益認定のない「通常の一般法人」に戻る制度となっている。その際は、公益目的取得財産残額相当額を1ヶ月以内に贈与しなければならなため、これをリスクと捉える法人もある。

法的要件は明確であるがゆえに法人によっては厳しいものとなるが、主務官庁から設立許可や指導監督を受ける制度は廃止され「事後チェック型」になったことで、法を満たしている限りにおいて、自由度は高まったといえる。法の範囲内で法人自身が決めたルールにしたがい、法人が責任を持って自律的に運営していくこととなる。

3. 新たな公益法人への移行認定申請のための3つの要件

旧公益法人が移行認定を受けるには、(1)定款が法人法、認定法とこれらに基づく命令の規定に適合し、(2)認定法で定義された公益目的事業を行ない、(3)認定法の基準を満たすことが必要である。もちろん役員が欠格事由に該当し

ないなども必要ではあるが、この3つを充足していることが、移行認定に当たって整備法上で求められる基本的な要件である。

図表4 移行認定にかかる基準等

(公益社団法人又は公益財団法人への移行)

第四十四条 公益法人認定法第二条第四号に規定する公益目的事業(以下この節において単に「公益目的事業」という。)を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間(以下この節において「移行期間」という。)内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

出所：整備法より抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

出所：認定法より抜粋

(認定の基準)

第百条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人(以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。)が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

- 一 第百三十三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合すること。
- 二 公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合すること。

出所：整備法より抜粋

(1) モデル定款を基礎にした「定款の変更の案」の作成

新公益法人制度における公益法人は、一般法人であって、かつ、認定法の要件を満たした法人であるから、法人法と認定法の両方を満たす必要がある。法人法については会社法が基に

なっているといわれ、機関やガバナンスにかかる部分に重きが置かれた法律となっており、“法人”として最低限のルールが規定されている。こうしたルールを規定し、これを根拠に運営していくことが求められているため、定款にはガバナンスにかかる部分が強く求められている。

移行に必要な“定款が法人法、認定法等に適合する”という要件は、逆にいえば適合しない定款は無効であるということになる。実際には、内閣府で“モデル定款”（移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内）が示されているのでこれをもとに、部分修正する法人が多いとみられ、申請後の定款審査を考えても、モデル定款ベースで作成した方がスムーズであることは明らかである。

さてここでのポイントは、法で定めた機関の権限を他の機関が奪うような規定を置かないということである。たとえば法人法では理事会で代表理事を選任することになっているが、他の機関で選任できるよう規定した定款は、正当な理由がなければ無効となる。したがって、任意の機関を定款で規定する場合はこの点に注意し、権限の範囲を法令の範囲内であることを明確にすることが重要となる。

公益認定取得に向けた定款という点で注意すべきは、公益財団法人であれば評議員の選任方法に応じた定めをおく必要がある点である。内閣府公益認定等委員会が作成した「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（2008年10月10日）を参考にすると、①中立的な機関設置による場合であれば中立性を重んじた評議員の選任・解任の規定が必要となり、②評議員会で行なう場合であれば認定法第5条第10号と第11号にある理事会の構成員の制限を評議員にも課す規定が必要であるということになる。

このほか、残余財産の帰属先についても規定が必要（ただし、個別でなく、認定法第5条第17号に定めるものとする旨でよい）であり、公益社団法人であれば理事会設置を前提とした定款にすることが必要（認定法第5条第14号ハ）となる。また、租税特別措置法第40条適用のためには、その対応も必要である。

適合するかどうかとは別に、定款に規定しなくとも無効とならぬが規定しないと効力が生じないものもある。理事会の決議の省略や、理事会の議事録署名人を「出席した理事及び監事」から「出席した代表理事及び監事」に変更するなどが典型的な例である。移行後に法人運営に支障をきたすことのないようこれらは留意すべきポイントである。

定款の適合性そのものとは離れるが、こうした定款を決議するということは、定款自治を進める上で、法人自身が定款に則った体制にあることを意味する。したがって定款の規定が実行可能なように、体制の見直しも移行にあたって非常に重要となる。

公益社団法人であれば、社員総会と理事、理事会の設置、公益財団法人であれば評議員、評議員会、理事、理事会、監事の設置が必要である（後述の(3)認定法における新公益法人の認定基準で、収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上、負債額50億円以上の法人は会計監査人必置）。理事会は委任状、代理出席が認められないことから定款で理事の定数を定める際には、これを考慮したものであるとともに構成も見直す必要もあろう。

一般財団法人と公益財団法人のみに関係する評議員、評議員会は、従来制度での位置づけと異なり、業務の執行側を担当する理事会を監督し牽制する側の機関として設置されたものである。

理事、監事の選任・解任の権限を有する非常に強い権限をもった機関であり、重要性ゆえに構成は慎重を期す必要がある。もちろん評議員会についても、委任状や代理出席という方法はとれないため、定数と構成の見直しが求められる場合が少なくないであろう。

(2) 認定法の定義する「公益目的事業」

新たな公益法人となるためには公益目的事業を行なっている必要がある。従来、民法上の公益法人であったならば公益に関する事業を行っていた法人がほとんどであろうから、この点ではおそらく公益である。ただし、公益認定を取得するためには、認定法で定義された“公益目的事業”というものを行なっている必要があり、この“公益目的事業”が公益と考えられてきた事業とイコールであるとは限らない点に注意が必要である。

公益目的事業とは、①別表各号、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの、の2点を同時に満たす事業であるから、①を満たすことと②を満たすことをそれぞれ説明できなければならない。

図表5がその別表で、そこに列挙された事業のうち、いずれかの事業を行なっていることが必要となる。申請書類には該当する号を書き、なぜ該当するか記入することとなる。事業が該当する説明をするためには、当然のことながら事業概要を十分説明することが求められる。この分野に知見がある人のみ理解できるのではなく、誰でも理解できる内容とすることがポイントである。申請の際、法人側の担当官を通じた説明内容が内閣府公益認定等委員会(または地方の審議会)の委員に納得してもらえただけ噛み砕かれた説明が求められる。

図表 5 認定法別表

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

出所：認定法より抜粋

別表への対応以上に難しいのが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに関する説明であろう。そこで「公益認定等ガイドライン」の参考資料「公益目的事業のチェックポイントについて」をみると、17の事業区分ごとにどう説明すればよいかが記載されている。17に該当しない場合にも参考に資するポイントが記載されている。実際の申請の際も事業区分を選択して、これに沿ったかたちで説明することになる。

図表6 事業区分ごとの事業名の例 (A) と17に該当しない場合のチェックポイント (B)

(A)	事業区分	事業名の例(事業報告書等に記載されているもの)
1	検査検定	検査・検定、検査、検定、認証
2	資格付与	技能検定、技術検定、資格認定
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会
5	相談、助言	相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発	研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言
9	展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	博物館等の展示	〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示
11	施設の貸与	施設(又は会館、ホール、会議室)管理、施設の管理運営、施設の維持経営
12	資金貸付、債務保証等	融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	助成(応募型)	助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補給、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン
16	自主公演	公演、興行、演奏会
17	主催公演	主催公演、主催コンサート

- (B)
- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
 - ② 事業の目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
- ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
 イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
 ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
 エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
 (注)②(事業の目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

出所：内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」

これらは事業区分が多様であり、共通の重要ポイントを指摘することは容易でないが、敢えて挙げるとするならば、受益者が特定されていないことの説明であろう。通常は地域や職種など、何らかで限定されているケースが多いと考えられるので、限定する理由が合理的なものである点や、特定の業界等の利益につながっていない点について明確に説明することが大切である。

の感覚としても公益法人としてふさわしいとはいにくいだろう。このような公益法人として守られるべき基準が認定法第5条に設けられている。

基準は18項目であるが、特に注意しなければならないのは、①収支相償(6号)、②公益目的事業比率(8号)、③遊休財産額の保有制限(9号)からなる財務3基準である。財務上の数値をベースに適合・不適合が判定できるためである。

(3) 認定法における 新公益法人の認定基準

公益目的事業を行なっていることは認定法の公益法人として当然であるが、少なくとも全体の2分の1以上は公益目的事業でないと、国民一般

① 収支相償

収支相償の基準とは、公益目的事業に係る収支が均衡するか赤字である必要があるとしたものである。個別事業でみた第1段階と、全体でみた第2段階でいずれも収支相償が求められる。

図表7 第5条が示す新公益法人の認定基準

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
 - ハ 理事会を置いているものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。
- 十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。
- 十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
 - イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
 - ロ 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
 - ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
 - ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

出所：認定法より抜粋

事業を跨いで黒字と赤字を補い合うことが不可能なことから、ここでのポイントは関連のある事業は極力まとめてひとつの事業とするということになる。内閣府「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」問Ⅷ-2-②の答にあるように、人材養成、自主公演、普及啓発、助成を「公1 伝統芸能の継承」というように事業目的が同じであることで図表6の事業区分を跨いでもまとめられる。移行後の経理処理を考えても有効であると考ええる。

② 公益目的事業比率

公益目的事業比率は、文字どおり公益目的事業の比率であるが、特徴としては費用面でのみ計測している点である。計算式で書くと、

$$\text{公益実施費用額} \div (\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}) \geq 50\%$$

となり、会計上の数値から逃れようもないようにもみえる。しかし、工夫の余地がまったくないわけではない。会計上に計上されていない①土地使用の賃料相当分、②融資に係る貸出金利の市場金利との差額、③無償(低額)の役務等に係る費用額(市場価格との差額)、④特定費用準備資金の4項目は、みなし費用として算式に入れることができる。また、事業にかかる人件費等、事業費と管理費の定義を見直すことで、事業費の会計数値そのものを増やす工夫も場合によっては可能である。

ここで留意すべきことは、必要以上に公益目的事業比率を引き上げる必要はないことである。たとえば運用益で公益目的事業を行なっている場合、同比率を上げるべく、公益目的保有財産に偏り過ぎる財産区分を行なうと法人運営は

硬直的になる可能性がでてくる。また現時点で50%ぎりぎりでもなくとも、将来的に収入が大きく減少する可能性がある場合、固定的な経費である管理費の割合が高くなることで50%割れとなる可能性もでてくる。従って、将来的に維持できるかどうか見通しを立てておくことが肝要である。

③ 遊休財産の保有制限

遊休財産額の保有制限は、使用していない、或いは使用予定のない財産を、一定以上保有してはいけないという基準で、従来の指導監督基準の内部留保による制限に類似した基準である。総資産から負債を引いた正味財産から、使用している或いは使用予定の財産(=控除対象財産)を控除(正確には、控除対象財産から負債対応分を除いたものを控除)した額を遊休財産額として算出し、これが一事業年度の公益目的事業にかかる事業費相当分を超えてはならないというものである。

遊休財産でないことは控除対象財産であることを意味するため、いかに控除対象財産として説明できるかがポイントとなる。申請書の用語でいうと、控除対象財産とは、1. 公益目的保有財産、2. 公益法人目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産、3. 資産取得資金、4. 特定費用準備資金、5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産、6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金である。通常、公益目的事業にかかる 1. と収益事業や管理費にかかる 2. に大きく分けられ、これに減価償却積立金などがあれば 3. で、特別なイベントなどがあれば 4. として加える程度であると考ええる。ある意味で使い勝手のいい6号は、しっかりと用途が指定されているかがポイントとなろう。

金融資産については、運用益を公益目的事業や

管理費に充てるための元本とすれば、これだけの低金利下ではかなり大きな額を 1. や 2. として控除対象財産に入れることができると考えられる。

図表 8 控除対象財産額の計算

- | | |
|----|--|
| | 1. 公益目的保有財産 |
| 加算 | 2. 公益法人目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産 |
| 加算 | 3. 資産取得資金 |
| 加算 | 4. 特定費用準備資金 |
| 加算 | 5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産 |
| 加算 | 6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金 |

控除対象財産

出所：移行認定申請書類を参考に大和総研作成

申請時のポイントは、見込みの貸借対照表の作成にある。他の指標も予算ベースであるが、貸借対照表もこの予算を反映したベースで作成することになる。財産ごとの金利・配当収入は収支予算を通じて入ってくることになるので、細かい計算はせずとも、当該申請書類は作成できる。

4. 一般法人への移行認可の2つのポイント

旧公益法人が一般法人への移行認可を受けるには、(1) 定款が法人法とこれらに基づく命令の規定に適合し、(2) 公益目的支出計画が実行可能であることが確実なことが必要である。一般法人の新設であれば公証人から定款の認証を受け、法人法上の要件を満たせば、登記で設立可能(一般財団法人の場合、300万円の財産を必要とする)であるが、旧公益法人からの移行の場合では、法令に適合する定款に加え、公益目的支出計画の実施という特別な要件を必要とする。

図表 9 移行認可にかかる基準等

(通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行)

第四十五条 特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、第五款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

(認可の基準)

第一百七十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人(以下この款において「認可申請法人」という。)が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第二百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第一百九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

(公益目的支出計画の作成)

第一百九条 第四十五条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額(以下この款において「公益目的財産額」という。)に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画(以下この款において「公益目的支出計画」という。)を作成しなければならない。(第2項各号省略)

出所：整備法より抜粋

(1) 認定用のモデル定款より簡略化可能な「定款の変更の案」

法人のガバナンスを規定する定款については、法人法を中心としたものになると考えられるので、定款については 3. で述べた認定と基本は同じであると考えてよい。認定に耐えうるものからさらに付け加えることも高いガバナンスを求め法人として立派ではあるが、自由な運営を求めて一般法人になろうという場合は、内閣府の

モデル定款をベースに簡略化や省略できる部分を考えていくのが普通であろう。

典型的な部分としては、一般財団法人の評議員の選任方法がある。認定法を意識して作られたモデル定款では、中立的な機関で選任する方法と、代案として評議員会で選任する方法を例示しているが、一般法人にはここまで求められていない。京都府の『「定款の変更の案」の作成の参考資料(一般財団法人への移行)』(評議員の選任及び解任)の条文は、「評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。」となっており、モデル定款よりもかなりシンプルな条文を例示している。

このほか、会計監査人の設置義務があるのは負債200億円以上の大規模法人のみである。また一般社団法人ならば理事会設置の義務はないなど、法の規定による設置機関の要請という観点から、公益法人のものと定款内容に違いが出てくる部分も留意する必要がある。

一般法人は税制面から、非営利型法人と普通法人に分かれる。前者は①非営利性が徹底された法人と②共益的活動を目的とする法人の2タイプが存在する。旧公益法人の多くは非営利型を選択すると考えられるが、この場合には定款に規定しなければならないことや規定してはいけないことがあるので注意が必要である。①は租税特別措置法第40条適用も可能であり、承認を得るにはそのための対応も必要である。

(2) 実現可能な 公益目的支出計画が必要

財産がない法人は公益目的支出計画が不要なため、この部分は考えずに済むが、財産がある

法人は公益目的支出計画が必要である。従来、民法上の公益法人として税制優遇や寄附を得ることで留保してきた財産は、解散する際に国、地方公共団体、類似の法人に贈与することになっていた。これと同様に、一般法人となった場合でも、同額分は公益での寄附や事業によって支出すべきとの考え方が公益目的支出計画の必要性の背景にある。

公益目的支出計画の作成は、①公益目的財産額の算定と、②公益に関する支出の方法の検討という2つの作業からなる。年度によって支出額が違うことを認めないわけではないが、毎年同額とすれば、公益目的財産額÷1年当たりの公益の支出差額によって何年で計画を終了できるかは自ずと決まってくる。

① 公益目的財産額の算定評価

公益目的財産額は時価評価した総資産から負債を控除した額と考えてほぼ間違いない。有価証券等の時価評価する資産と減価償却資産等の時価評価しない資産に分けて記入していくが、減価償却資産は一定の方法で評価しなおしているわけであるから、考え方として美術品等以外は基本、現在の価値で計測すると考えた方がわかりやすい。貸借対照表をベースに作成することですぐに理解できることであるが、固定資産だけでなく、流動資産も公益目的財産額に算入する。

図表 10 公益目的財産額の計算

	i 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額
加算	ii 時価評価資産の時価と帳簿価額との差額
減算	iii 基金の額 (法人法によるもの)
減算	iv その他支出又は保全が義務づけられているものの額
<hr/>	
公益目的財産額	

出所：移行認定申請書類を参考に大和総研作成

資産を圧縮できれば、支出すべき額も減るが、実際には法令、通知、通達で保有が義務付けられているもの以外の準備金は控除できず、資産の贈与も旧主務官庁が認める先は多くないであろう。引当金であれば負債として控除されるが、計上額が適正であるかどうかは公認会計士等の専門家とよく相談することが必要となろう。

② 公益に関する支出方法の検討

公益目的財産相当額は公益で支出する必要があるため、どのように支出していくかを決定する必要がある。会費や収益事業で収入があれば、それを原資に支出していても構わないので、必ずしも財産の取り崩しを意味するものではないが、十分な収入が無い場合には計画的に取り崩していくか、かなり長期の計画が必要となる。

公益に関する支出は、整備法を根拠に、イ. 公益目的事業、ロ. 特定寄附、ハ. 継続事業のいずれかとされているので、ひとつか複数の組み合わせで支出する計画を立てる。公益目的事業は前述の認定法によるものであり、かなり厳格であると考えてよい。特定寄附は、事業が公益であるかをみるのではなく寄附先が公益に資する先かどうかをみるものであり、対象は認定法第5条第17号によるものに限定されている。通常は、従来公益法人の事業として行なってきた事業は公益であろうから、これを延長することで支出するところが多いとみられ、したがってハの継続事業で行なう法人が大半であるとみられる。

継続事業が公益に関する事業かどうかは旧主務官庁の意見を尊重することになっているので、旧主務官庁に判断を仰ぐことが肝要である。ただし、指導監督基準上、適当でないと言われる相互扶助等の共益的な事業を行なう法人は旧主務

官庁が仮に公益としても委員会の判断で認めないこともあり得るので注意を要する。継続事業はあとで追加ができないので、この点も事前に十分考えておく必要がある。

ポイントとしては、公益目的支出から実施事業収入を控除した分のみが、年度の公益目的支出差額となるので、公益目的支出計画の短期化のために、事業にかかる収入がないようなかたちにすることが考えられる。実施事業のために使用するとして会費を徴収しているのであれば、実施事業収入に入ってしまうので、会費規程の見直しも有効であろう。運用益で事業を行なう法人であっても、運用益の用途の指定が無い場合は、通常、実施事業にかかる財産としないこともできるので、そのまま支出額とすることができる。用途指定がなされているかどうか、対価性がある収入なのかというあたりは、事業を選択する際に十分確認しておくことが必要であろう。

イ(公益目的事業)とロ(特定寄附)については、従来の事業が公益に関する事業でない場合には必要となってくる。新たに事業を始めることの負担は大きいので、存続していけるだけの収入があれば、後者の方が有効かも知れない。このほかにロについては、計画を早く終えることに重点をおく法人には、検討することも有効である。一般法人の大きなメリットが、柔軟な法人運営にあるとすれば、行政庁と委員会による監視下におかれ、財務報告などを毎年、行なわなければならないような期間はできるだけ短くしたいという考え方は理解できる。

ただし、収入が十分に確保できない場合は、継続事業の拡大やイ、ロをプラスするのは難しいであろう。合理的であれば100年を超える計画であっても認められるので、事業拡大によって計画の実施が確実にないと判断されないよう無理のない計画を立てることが必要である。

5. スムーズな移行を目指して

(1) 登記までのスケジュール感を持つ

申請から答申までの期間については、法人の事業内容や、申請書類の正確性によるので一概には予想しにくい。申請書類の不備が多く補正・修正で長引くケースや、諮問後も論点に対する委員間の合意がスムーズにいかない場合に長引く可能性は否定できない。一方、申請書類の不備が無く、論点もない場合は、1～2ヶ月で答申まで到達するケースも想定される。

ただし、内閣府への申請であれば、行政庁として申請から答申まで4ヶ月以内で対応する方針があるので、これをベースにスケジュールを組むことが基本となろう。仮に4月1日に登記する場合、通常、認定・認可の答申が3月中に出されれば間に合うため、11月末までに申請しておけばよいだろう。

ここでひとつ注意すべき点として、分ち決算(期中登記の場合の、登記の前日までと、登記から期末までに分けた決算)回避を考慮して、4月1日登記を考えている法人でも、2012年4月1日だけは日曜日のため、現状では登記不可能であるということである。特例措置がとられるかどうかは今のところわからないが、2011年後半の申請を考えている法人でも、分ち決算を覚悟して取り組んだほうが無難だろう。

(2) 理事会等のタイミングを考慮した慎重な申請準備

残り3年を切っていることを考えれば、未だ、公益法人に移行するのか、一般法人に移行するのか方針決定していない法人であれば、まず、

機関決定を急いだほうがよからう。決定しないことには先に進めないためである。決定に際しては、現状の直接的なメリット、デメリットも大事であるが、何より法人の設立理念に照らして考えてみるのが大切である。時間とともに事業内容が異なっている場合もあり、法人への受益者の要請が変わってきたことで事業継続を良しとするのか、原点に立ち返るべきとするのかは十分議論した上で決定することが望まれる。当然、公益目的事業比率等、基準を満たせるかといった実現可能性も、判断に際して重要な要素となるので、事務担当者を中心にその見通しを立てておくことも必要であろう。

どうしても決定できない場合は、解散を避けるべく、一旦、一般法人となって、後に公益認定を検討することもできる。ただし、この場合、公益目的支出計画を立てる作業と、移行後に公益認定を取る作業が必要となり、負担は重いので、先延ばし感覚で“とりあえず一般法人”という姿勢は避けたほうが望ましいと考える。

さて、機関決定が終われば、スケジュールをしっかり立てることが重要となるが、問題となるのは理事会等を考慮した一連の手順である。

「定款の変更の案」は慎重さを期すために申請直前の理事会等で決定することが望ましいが、事前に行行政庁のチェックを受けるためには、着手は多少早めに行なう必要がある。また特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁から最初の評議員選任方法についての認可が必要となる。事前に旧主務官庁の内諾を得たあとに当該選任方法の機関決定を行ない、これを受けて認可申請を行った後、認可を受けて最初の評議員会を開催するという順序になろう。機関決定を行う機会が多い法人は問題ないが、予算、決算時の年2回ぐらいであるならば、どの

タイミングで何を議案に上げるかを考慮して作業を進めるかがポイントとなる。

従来の業務に加えて、申請作業を行うことは、少人数の法人では大変な負担を伴う。経理の経験を有するスタッフが対応する余裕があれば、基本的には既存の職員だけで対応できる範囲ではある。ただし、申請の準備から登記までの一連の作業をスムーズに行なうには、移行済みの法人や専門家など、申請作業に通じたガイドの協力があれば心強いただろう。

最後に、申請作業のポイントそのものではないが、移行後に留意すべきこととして内部統制の論点を挙げておこう。公益法人も一般法人も法人法の上に成り立っており、その法人法は会社法類似の内部統制を要請している点に留意する必要がある。

図表 11 内部統制にかかる体制整備

(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)

第十四条 法第九十条第四項第五号 に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

出所：法人法施行規則より抜粋

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(法人法施行規則第14条第1号)や、損失の危機の管理に関する規程その他の体制(同2号)など、これらの規程づくりだけでなく、

組織の中で実際に運用がなされていることが重要となる。

今回の制度改革で主務官庁による事前規制型から、法人自治を尊重した上での事後チェック型へと変わったわけであるが、立入検査のあり方もこれに則ったものになることが想定される。法令に沿っているかという視点でチェックされるとすれば、制度の基礎となる法人法の内部統制のあり方は当然、厳しくみられるであろう。移行完了で気を抜くことなく、早急に内部統制にかかる整備をしていくことが望まれる。

<参考資料>

- 内閣府各資料
「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」
「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」
「移行認定申請書類」
「移行認可申請書類」
- 京都府総務部政策法務課『「定款の変更の案」の作成の参考資料(一般財団法人への移行)』
- 国税庁「新たな公益法人関係税制の手引き」

<参考ウェブサイト>

- 公益法人information
(<https://www.koeki-info.go.jp/>)
- 法務省民事局
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/>)

【筆者の主な書籍】

- 「公益法人制度改革と新たな非営利法人制度」
(2005年11月、財経詳報社)
- 「特例民法法人のための移行認定認可申請の実務」
(2009年10月、財経詳報社)
- 朝日ビジネスソリューション株式会社、朝日税理士法人編「図解社団法人・財団法人のしくみ」
(2009年12月、中央経済社、共著)